

新型コロナウイルス感染防止対策宣言店PR事業について

1 目的

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、山形県が行った飲食店等への営業自粛要請が5月14日をもって全て解除されたことから、地域経済の早期回復と新型コロナウイルス感染拡大防止の徹底を図るため、市民の皆様が安心して外出できる環境を整えることを目的に実施する。

2 概要

営業自粛要請の対象となった飲食サービス業等の事業者が、山形市保健所の周知文書に基づく新型コロナウイルス感染防止対策を実施する場合に、「コロナ対策宣言店」フラッグ及びポスター（対策実施チェックリスト付き）の送付やロゴデータの提供、実施店のPRを実施する。

（1）対象事業者 山形市内で事業を営んでいる飲食店

（2）事業者案内 5月25日（月）に対象事業者へ通知文書及び申請書発送予定

（3）送付物

- ・「コロナ対策宣言店」フラッグ ※資料1
- ・ポスター（事業者の自己申告による感染防止対策実施チェックリスト付き）

※資料2

（4）コロナ対策宣言店のPR

- ・「ベニちゃんの山形応援サイト」等に実施店を掲載
- ・実施店の販促活動等で使用可能な「コロナ対策宣言店」ロゴの提供

【問い合わせ先】

山形市 商工観光部 山形ブランド推進課

TEL: 023-641-1212 内線412・413

～飲食店で新型コロナウイルスの感染者を出さないために～

新型コロナウイルスに感染しないためには、**標準予防策(マスク着用、手洗いなど)**の励行と**3密(密閉、密集、密接)**の回避がきわめて重要です。会食ではマスクを着用せず、多数の人々が密集し、会話（密接）を楽しむので、感染のリスクは高くなります。

以下に、飲食店での新型コロナウイルス感染症のリスク低減のための注意事項を列挙しました。あなたの店で新型コロナウイルス感染症が広がらないために遵守すべき最低限の注意事項ですので、ぜひ徹底してほしいと思います。

1. 新型コロナウイルスを店内に持ち込まないために

新型コロナウイルスは主に手に付着して店内に持ち込まれる。

そこで、全ての人（客も店のスタッフも）は入店前に必ず手洗いを行うこと。

- ① 入口付近に手洗いブースを設置することが望ましい。（蛇口の開閉はセンサー、液体せっけんとペーパータオルを常備）
- ② 上記が無理であれば、トイレでの手洗い、あるいは手指消毒用のアルコール液でも可とする。

2. 店内で新型コロナウイルスを拡散させないために

新型コロナウイルスは主に飛沫感染と接触感染により、人から人に感染する。

- ① 飛沫感染の対策として、席の間隔を最低でも1mは空ける。（店内の席数を減らす）、対面の席をできる限り減らす、室内の換気を頻繁に行う。（目安として、1時間に1回は店の全空気が外気と入れ替わる）
- ② 接触感染の対策として、客が使用したテーブルや椅子は、次の客が使用する前にアルコール消毒する。（消毒用アルコール（※）をスプレーし、ペーパータオルで拭き取る）人の手がよく触れる部位（ドアノブやトイレなど）も定期的に消毒する。（1日2～3回以上）メニュー冊子なども接触感染のリスクになるので、メニューの表示方法も工夫する。（壁にメニュー表を掲示するなど）

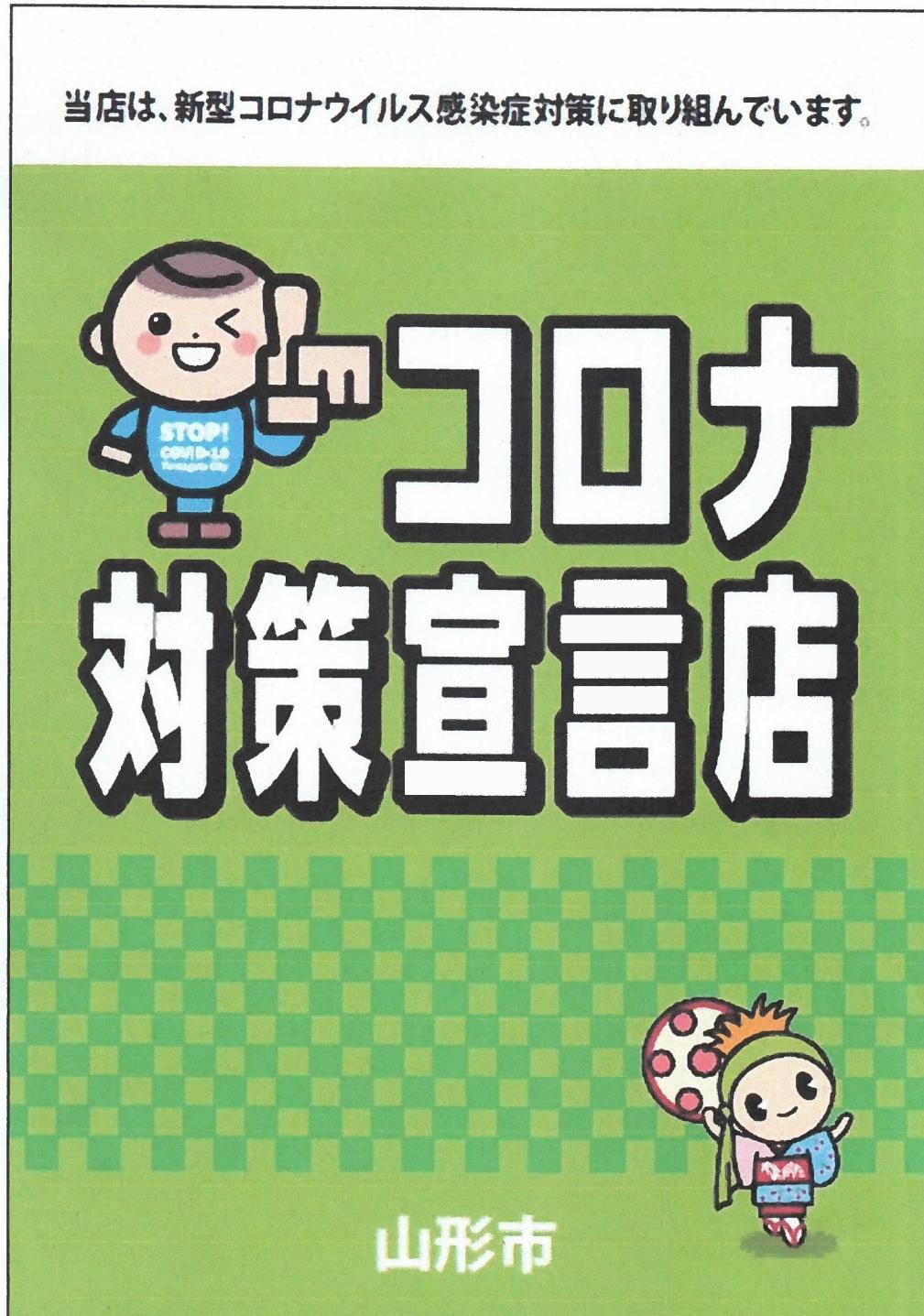
※消毒用アルコールの代わりに、0.05%の次亜塩素酸ナトリウム（ハイター等を希釀したもの）

を用いても良い。その場合、消毒後、水分を含んだタオル等で次亜塩素酸ナトリウムを拭き取ること。

3. 店のスタッフが感染源にならないために

- ① 料理人は必ず帽子とマスクを着用。（料理へ毛髪や飛沫の混入を防止）
- ② 料理を客に運ぶ間の飛沫混入を防ぐ。（給仕人のマスク着用、あるいは料理の入った器を覆う蓋やラップを使用、など）
- ③ スタッフ等は、発熱、風邪症状（咳、鼻汁、喉の痛みなど）、あるいは消化器症状（腹痛、下痢など）があったり、体調がすぐれないと感じる時は、必ず仕事を休む。
- ④ ウィルスが付着した手で口・鼻・目を触ると感染するので、手を顔にもっていかないことも重要。

「コロナ対策宣言店」フラッグ デザイン案 【サイズ：A3】



○緑色を基調とした理由

グリーンフラッグとは、カーレースにおいてイエローフラッグやレッドフラッグによって危険状態とされていたトラックの安全が確保され、通常のレースが再開になった際に使用される旗のこと。コース上が安全である場合は常にグリーンフラッグが振られた状態となる。



コロナ 対策宣言店

当店をご利用いただくお客様へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、私たちの生活には距離、密集、接触の「3つのC」を避けることを特に生活の幅広い場面で新しい生活様式が求められています。

当店では、来店されたお客様に安心してお過ごしいただける空間をご提供できますよう感染症防止策に取り組んでまいります。

当店が取り組んでいる新型コロナウイルス感染症対策

内容	実施
入店前にすべての人(店員・客)が必ず手洗い又は手指消毒用アルコール液による消毒を行っている。	実施
店の間隔を最低でも1mは保ち、会話の席ができる限り減らし、室内の換気を頻繁に行っている。	実施
使用後のテーブルや椅子はアルコール消毒し、次の使用に備えている。人の手がよく触れる部位は定期的に消毒している。	実施
料理人は必ず帽子とマスクを着用している。また、配膳時に飛沫感染対策(給仕人のマスク着用、料理の入った器を覆う蓋やラップの使用など)をしている。	実施
スタッフ等は発熱や風邪症状(咳、鼻水、のどの痛みなど)、消化器症状(腹痛、下痢など)がある場合や、体調がすぐれないときは必ず仕事を休んでいる。	実施
感染防止のため、手を離にもっていかないように警戒している。	実施

※この宣言はあくまで当店の取り組みです。山形市が感染症対策の承認等をするものではありません。

山形市



新型コロナウイルス感染防止対策店舗支援補助金について

1 目的

感染リスクの低減化と地域経済の早期回復に向けて、市民の皆様が安心して外出できる環境を整えることを目的に、新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐために事業者が行う対策を支援するため。

2 補助対象者

山形市内で事業を営んでいる飲食店

3 補助内容

令和2年5月8日から令和2年6月30日の間に開始する飛沫感染や密接状態を防止するための什器の導入及び設置工事で、令和2年7月31日までに完了する事業に係る経費を補助する。

4 補助対象経費

- (1) 飛沫感染防止対策用のアクリルボード・パーテーション・カーテン等の設置費用
- (2) 非接触型自動水栓（蛇口）の設置費用
- (3) 換気扇の設置又は改修費用

※ 単価1万円（税抜）以上の什器を対象とする。

5 補助金額

上限10万円（複数店舗での実施者は上限20万円）

補助率1/2

6 申請期間

令和2年5月25日（月）から令和2年6月30日（火）まで

7 申請方法

所定の様式に必要事項を記入し、定められた添付資料と併せて山形ブランド推進課に提出する。なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、郵送での提出も可能とする。

【問い合わせ先】

商工観光部 山形ブランド推進課 ブランド戦略グループ
TEL：023-641-1212 内線412・413

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した 被保険者等に係る国民健康保険税の減免について

1 概要

新型コロナウイルス感染症の影響により世帯の主たる生計維持者の収入が減少することが見込まれる等、次の基準に該当する場合は、申請により被保険者等に係る本市国民健康保険税の減免を行います。

2 減免の内容

【上段：対象となる世帯 下段：減免額】

1	新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯 全額
2	新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯で、次の①～③までの全てに該当する世帯 世帯の主たる生計維持者について、 ①事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること ②前年の合計所得金額が1,000万円以下であること ③収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

対象保険税額【表1】に減額又は免除の割合【表2】をかけた金額

【表1】

対象保険税額 = A × B / C
A : 世帯の被保険者全員について算定した保険税額
B : 世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入にかかる前年の所得額
C : 主たる生計維持者及び世帯の被保険者全員の前年の合計所得金額

【表2】

前年の合計所得金額	減額又は免除の割合
300万円以下	全部（10分の10）
400万円以下	10分の8
550万円以下	10分の6
750万円以下	10分の4
1000万円以下	10分の2

3 減免の対象となる国民健康保険税

令和元年度分及び令和2年度分の国民健康保険税であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日。）が設定されているもの。

4 減免申請受付期間

- (1) 令和元年度分：令和2年6月15日から令和3年3月31日まで
(2) 令和2年度分：令和2年7月14日から令和3年3月31日まで

※申請時に既に納期が到来している国民健康保険税がある場合は、遡及し減免を行います。
※申請受付開始前の相談には個別に対応します。

5 周知方法

- (1) 広報やまがた6月15日号及び7月1日号並びに市ホームページにて記事掲載
(2) 令和2年度国民健康保険税納入通知書に減免のお知らせを同封（7月13日発送予定）

【問い合わせ先】
市民生活部 国民健康保険課
TEL 023-641-1212(内線354、360)

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した 被保険者等に係る介護保険料の減免について

1 概要

新型コロナウイルス感染症の影響により世帯の主たる生計維持者の収入が減少することが見込まれる等、次の基準に該当する場合は、申請により第一号被保険者（65歳以上の方）の介護保険料の全部又は一部の減免を行います。

2 減免の内容

【上段：対象となる被保険者 下段：減免額】

1	新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った第一号被保険者 全額
2	新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の収入減少が見込まれ、次の①及び②に該当する第一号被保険者 世帯の主たる生計維持者について、 ①令和2年の事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、令和元年に比べて10分の3以上減少する見込みであること ②収入減少が見込まれる種類の所得以外の令和元年の所得の合計額が400万円以下であること 対象保険料額【表1】に減免割合【表2】をかけた金額

【表1】

対象保険料額 = A × B / C
A : 第一号被保険者の保険料額
B : 世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入にかかる令和元年の所得額
C : 世帯の主たる生計維持者の令和元年の合計所得金額

【表2】

令和元年の合計所得金額	減額又は免除の割合
200万円以下	全部（10分の10）
200万円超	10分の8

3 減免の対象となる介護保険料

令和元年度分及び令和2年度分の介護保険料であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているもの。

4 減免申請受付期間

- (1) 令和元年度分介護保険料：令和2年6月15日から令和3年3月31日まで
- (2) 令和2年度分介護保険料：令和2年7月14日から令和3年3月31日まで

※申請時に既に納期が到来している保険料がある場合は、遡及し減免を行います。

※申請受付開始前の相談には個別に対応します。

5 周知方法

- (1) 広報やまがた6月15日号及び7月1日号並びに市ホームページにて記事掲載
- (2) 令和2年度介護保険料納入通知書等にて減免をお知らせ（7月13日発送予定）

山形市洪水ハザードマップ（改訂版）の配布について

近年、全国各地で豪雨災害が多発していることから、平成27年に水防法が改正され、国・県から、新たな洪水浸水想定区域（1,000年に1回程度の大暴雨により河川が氾濫した場合に浸水する恐れがある区域）が公表されました。

山形市では、新たな洪水浸水想定区域を基に、これまでの洪水ハザードマップを改訂し、市内全戸に配布します。

1. 主な改訂内容

- (1) 洪水により浸水する恐れがある区域について、前提となる降雨量をこれまでの30年～100年に1回程度発生する雨から1,000年に1回程度発生する雨（想定最大規模の降雨）に変更。
- (2) 洪水時の市指定避難場所の見直し。

【見直した市指定避難場所】

改訂により使用出来なくなる避難場所	変更後の避難場所
明治コミュニティセンター	明治小学校、出羽小学校
高瀬コミュニティセンター	高瀬小学校、高橋中学校
山寺小学校・中学校	山形県総合運動公園 中地蔵多目的集会施設
東沢小学校	東沢コミュニティセンター 第一中学校
南山形コミュニティセンター	第九中学校
南山形小学校	みはらしの丘小学校

- (3) 洪水時に想定される堤防の決壊や河岸の浸食によって家屋が倒壊する恐れがある区域を地図上に表記。
- (4) 災害時に慌てずに避難できるよう、事前の防災行動を記入できる「マイタイムライン」作成ページを追加。
- (5) 地図と洪水情報・学習ページをA4版の冊子に集約。
- (6) 安全な避難につながるよう、過去の浸水箇所、土砂災害の恐れがある区域、市街地で側溝や堰等があふれて浸水する恐れがある区域を追加。
- (7) 河川水位と住民の方が取るべき行動を分かりやすくイラストで説明。
- (8) 橋を渡った避難を想定し、その場合は、早期に避難することを明示。

2. 配布時期

令和2年6月1日から6月30日を予定。

3. 配布方法

委託業者により全戸配布。(ポスティング)

4. 配布部数

約113,000部。

5. 周知方法

地区ごとの説明会や市ホームページ等で周知。

(説明会は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が収まり次第に開催。)

6. その他

市内への転入者等には市役所の窓口でも配布します。

問い合わせ先

都市整備部河川整備課

TEL023-641-1212 内508

山形市民の皆様・山形市内で働く皆様

「新しい生活様式」で新型コロナ克服へ

新型コロナウイルス感染症については、4月16日に全国に向け政府の「緊急事態宣言」が発令されましたが、その後本県においては県民の皆さんの外出の自粛や感染防止対策の徹底により、新規感染者数が減少傾向となり、最近では10日間以上ゼロが続いております。医療現場で働く皆様のご尽力と、事業者の皆様や市民お一人おひとりのご理解とご協力に心より感謝申し上げます。

こうした中、政府は、5月14日に本県を含む39県について「緊急事態宣言」を解除したところですが、新型コロナウイルス対策は長丁場となることが見込まれますので、過度なゆるみが生じないよう、市民の皆様には、感染防止のため、以下の協力をお願いいたします。

1. 新しい生活様式の定着

手洗いやマスクの着用、人ととの身体的距離の確保、「3つの密（密集・密接・密閉）」を避けることなど、感染を予防する「新しい生活様式」を実践されるようお願いします。（詳しくは裏面「新しい生活様式の実践例」をご覧ください。）

2. 県境をまたいでの移動の自粛

不要不急の帰省や旅行など、県境をまたいでの移動は、今月中は引き続き自粛をお願いします。

私たちは、市民の皆様の命と健康を守るために、全力を挙げてまいりますので、心を一つに、新型コロナウイルス感染症の一日も早い収束に向けて取り組んでまいりましょう。

令和2年5月20日

山形県知事

吉 村 美栄子

山形市長

佐 藤 孝 弘